

				2014/7/11	
カテゴリー (緑色：計画段階決定前に配慮しておくべきこと)	評価項目	持続可能性の論点（＋評価の方法）	情報公開と周知の状況	計画承認日、審査完了日、あるいは本日迄計画への配慮先送り（赤塗り）	計画配慮のタイムラグ JSC計画決定日より起算
IOC Agenda 21	3.1.5 Health protectionThe protection of health, an essential factor in the harmonious development of humankind, is closely related to the sustainable development of our society.	気温、競技場解体時インパクト、廃棄物、他	メインスタジアムの現計画とIOC Agenda21の整合性に関する公式の見解は、JSCからも明かされていない	2014/7/11	-602
	3.1.6 Human habitat and settlementsSports facilities will be built or converted so as to ensure their harmonious integration into the local context, whether natural or man-made, and in accordance with considerate planning of land use.	環境アセス以前にザハ案が確定している			
	3.1.7 Integrating the concept of sustainable development into sports policiesall sports organizations will set up institutional structures to ensure that environmental and development issues are duly taken into account in their regulatory and decision-making procedures.	環境アセス、ならびに関連条約審査との連携欠如			
	3.2 Conservation and management of resources for sustainable developmentThus, the environmental activities of the Olympic Movement are now geared to the preservation and management of natural resources and the natural environment necessary to improve socio-economic conditions as defined in the previous chapter.	既存の森林の保護が評価されていない			
	3.2.1 Methodology of environmental action for the Olympic MovementIn general terms, all the actions undertaken by the Olympic Movement must take place with due respect for the environment and in the spirit of sustainable development, encourage environmental education and allow specific activities to help preserve the environment.	中長期的な維持財源、恒久的な環境変化に関して、現計画は評価していない			
	3.2.2 Protection of conservation areas and countrysideSports activities, facilities and events must be so arranged as to ensure the protection of conservation areas, the countryside, the cultural heritage and natural sources as a whole.	322はまさに風致地区の精神の尊重とも言うべき条項で、現計画では配慮されていない			
スポーツ基本法	スポーツ基本法：（国際競技大会の招致又は開催の支援等）第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、 環境の保全に留意しつつ 、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。	スポーツ基本法に環境の保全への留意が明確に規定されているが、計画決定段階の環境配慮は限定的であると判断せざるを得ない	不明	2014/7/11	-602
	都市計画公園における建築行為の制限（都市計画法53条） 新宿区・渋谷区景観条例に基づく届出・協議 風致地区条例に基づく協議（新宿区・渋谷区）	行政が事業主であるので、後付ではなく、より制度の主旨に沿った運用がなされるべき。風致地区の緩和に関しては、緩和の審査基準に基づき、建築案が神宮外苑の「風致と著しく不調和でない」と認められるか否かを厳密に審査・協議する必要がある。	不明 7月に限定協議	2014/7/11 2014/7/11 2014/7/11	-602 -602 -602
対象とする機能、需要	都市計画決定 Rugby World Cup 2019/9/6 Olympic 2020/7/24 Post Olympic 2020/20-Sep～	Agenda21より、Rugby WCの規模目標を優先、Rugby憲章は？競技場機能計画、需要計画の承認権限保有者は？ Olympic後の用途を絞らずに多目的性を志向することは、近隣の競技場、文化施設との共生、全体の持続可能性に配慮した結果か？	規則通り JSCホームページ上で公開	2013/6/17 2012/7/20 2014/7/11	-213 119 -602
	レーン 陸上サブトラック 当初設定客席数 恒久的客席数 客席屋根 スタンド部全体屋根 西側緑地を編入 明治公園を編入 霞ヶ丘アパートを編入 全体緑地面積増減 延床面積（㎡） 高さ（m） 風致地区の高さ制限（15m）との関係（建物高さ／高さ制限15m）	9レーン化は適切な目標水準 サブトラックの併設を要求とはしていない 8万必須の根拠はラグビー関連の議決、その法的根拠？ Olympic時と以降の恒久的客席数を同一とすることで施設が巨大化 客席屋根に加え、主にコンサート用途の全体屋根は、修繕経費の嵩む免構造を必要とする 風致地区、森林の保冷効果の中長期的影響等への配慮 20万㎡もの床面積が風致地区にて必要な根拠は？ 高さ制限15mの4.7倍の高さは、神宮外苑の歴史的環境を毀損しないのか？また、風致地区の趣旨に反していないのか？	JSCホームページ上で公開	2012/11/16	0
CASB02	建築物環境計画書制度	単体省エネ検討はされているが、他選択肢との比較評価は？	時期不明	2014/7/11	-602
環境アセス項目（抜粋）	2020年東京五輪環境アセスメント評価委員会、五輪会場などに関する環境影響評価書を作成する際の留意点をまとめ、都環境局長に意見具申を行う。	都アセス環境影響要因（抜粋） 都アセスの実施内容が、Agenda21への準拠（例：3.2.2風致地区の精神の尊重（意訳））し、且つ選択肢間の差異性まで踏み込めるか	現時点、評価書日程が公開されていない	2014/6/28	-658
	都アセス範囲	都アセス環境影響要因（抜粋） 工事用車両の走行 建設機械の稼働 施設の使用 設備等の定期的稼働	現時点、評価書日程が公開されていない	2014/7/11	-602
	○ 大気等の状況の変化の程度 × 解体時アスベスト飛散 ○ 交通渋滞 ○ 騒音振動 ○ 道幅効果ガス × 開放緑地面積、植生内容の評価 × 局地的風向 × 気温 × 防災（耐震構造、災害時の避難計画等） ○ 日影 ○ 景観 × 風致地区との適合性 × 歴史的価値	解体新築と改修家を横断的に、解体作業の有無によるインパクト差異の分析が必要ではないか 保冷機能低下、風向変化による局地的な夏季温度へのインパクトの有無に対する見解等 恒久的延べ床面積と防災配慮負担との関係 建築面積と高さによる差異 デザイン差異による景観計画との整合性、非難度合 デザイン、高さ緩和の程度、区との風致協議との連動 競技場跡の歴史資産としての評価、協議、配慮	遅くとも、解体着工前に周辺関係住民、施設へ説明、意見収集要	2014/7/11	-602
	財務省主計局より「国・地方とも財政改革が緊要な課題であることに鑑み、簡素を旨とし、大会の開催に係る施設については、既存施設の活用を図ること」としたオリンピック・パラリンピック関係資料が発表される。	国、都との初期投資＋維持の財源の包括的合意形成は完了しているのか？ 財源に前記に工事着工が可能なのか？	JSCよりの明確な回答は公開されていない	2013/10/15 2013/12/27 2014/4/22 2014/6/30	-333 -406 -522 -560
	自民党無敵艦隊PTによる第2回ヒアリング（工事予算の1,388億円、ランニングコストの赤字補填を行わないことを確認） 総務省通達総務第74号「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」第一章（3）公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等 神奈都知事は定例会見で「600億円は完全に白紙、基本は国がすべき」「後年度負担にならないよう、8万人のスペースを有効に活用しなければいけない」	予算超過時、オリンピック後の維持運営が赤字の際の決済権限、資金負担割合（国、都）に明確な取決めの有無不明。 JSCは施設の経費の中長期見込みと、国民、都民の中長期的負担に見合う、なぜこの費用が優先されたかの成果説明をするべきであり、財務省、都と透明性の高い合意形成が必要と考える	断片的開示 中長期計画未提示	2014/3/14	-483
	①建設費（億円） ②維持運営費（億円/年）*1 ③受益者負担（億円/年）*1、4 ④修繕更新費用（億円/年） 簡易ライフサイクル国民負担試算（30年の場合）：①+（②+④-③）X30 簡易ライフサイクル国民負担試算（50年の場合）：①+（②+④-③）X50	1700 46 50.6		2014/7/11	-602
	第一は規模条件。現代の大規模なスポーツ国際大会の開催には80,000人を収容できる会場が必要だ。その巨大スケールのボリウムを、絵画館や神宮球場、東京体育館などが隣接する狭い敷地の中に無理なく収めなければならない。 第二は直線的なプログラム。陸上競技、ラグビー、サッカーといった異なるスポーツに対応した臨場感ある観客席の在り方が求められる一方、コンサートなどの文化的な活用を可能にするために可動式の屋根や、芝生のメンテナンスのための技術が必要である。 第三は建設スケジュール。新競技場は、すでに2019年に開催が決定しているラグビー・ワールドカップ、2020年の招致を目指すオリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとなることが決まっている。このタイトなスケジュールの中で設計から建設までを完遂しうる建築でなければならない。	テクニカルな仕様要求に終始し、アジェンダ21の指針との実務的連携が弱い、モノづくり日本が前面に出ているトーン。2012年ロンドンオリンピックのメインスタジアム建設で実現された持続可能性への配慮のベストプラクティスが踏襲されていない。	JSCのHP上で公開だが、意見の募集等、国民、都民に参加の機会が提供されていたかは不明	2014/7/11	±0
	基本設計 実施設計 構造設計・大臣認定・確認申請 解体 改修一部立替工事 全工程（ヶ月）	例えば現計画の見直しが決定された場合、代替案を包括的に検討し、実行する時間猶予はあるか：例：新コンペ要項（3ヶ月）、コンペ（半年）、工事（3年強） 説明一回目実施	ザハ案工程のみ公開 6月12日		
	遵守すべき条 例 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 除却届（建築基準法第15条第1項）：既存建築物撤去 着工予定日（解体）2014/8/15 着工日（本体）2014/10/16 竣工目標2019/3/19	初期投資、維持経費の財源引当が未承認の状態でのプロジェクトの部分着工は、民間企業の内部規定ではコンプライアンス違反となりえる	JSC8月中旬目		

参照情報：

- 2014/3/14 運動議員、予算委員会「新国立競技場」について質問：久米設計案維持費は、ザハ案の維持費を建設費で比例算分して算出した。
- 「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」監修：国土交通省大臣官房官庁官制部、編集・発行：財団法人建築保全センター（2005年9月）、改修案には既存競技場の解体費用200億円（運動議員報告額）を加算した。
- 2014.5.31産経ニュース 外務知事「都が500億円を負担するというのは、まったくの自説。国からはまったく話がない」と改めて述べ、「基本は国立競技場です。国がおやください」
- H19国立競技場運営収入報告より、久米設計案の受益者負担（収入）は、H19国立競技場運営収入と同等のものとした